新旧対照表

岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成１４年１０月１日付け組第３１０号農林水産部長通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、 令和２年４月３０日から適用する。

改　　正　　後	現　　行
岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱 農　林　水　産　部　長　通　知 制　　定　平成14年10月１日付け組第 310号 最終改正　**令和２年４月30日付け組第　43号** 第１～第２　（略） 第３　（略） １　～　４　（略） ５　農業者の手続等 (1)　経営改善資金計画書の作成等 ア　借入希望者は、借入申込希望書を作成するとともに、これまでの経営状況はどうなっているのか、経営改善（認定就農計画（基盤強化法第14条の４第１項の規定により認定された青年等就農計画をいう。以下同じ。）の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か、経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、おおむね５年間の経営改善資金計画書を作成するものとする。 　なお、１回の借入希望額が個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）においては、簡素化経営改善資金計画書（様式第２の１号。以下「簡素化計画書」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後５年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合及び借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化計画書を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。 イ　（略） (2)　(3)　（略） ６～１４　（略） 第４　～　第６　（略）	**岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱** 農　林　水　産　部　長　通　知 制　　定　平成14年10月１日付け組第 310号 最終改正　**令和２年４月１日付け組第　31号** 第１～第２　（略） 第３　（略） １　～　４　（略） ５　農業者の手続等 (1)　経営改善資金計画書の作成等 ア　借入希望者は、借入申込希望書を作成するとともに、これまでの経営状況はどうなっているのか、経営改善（認定就農計画（基盤強化法第14条の４第１項の規定により認定された青年等就農計画をいう。以下同じ。）の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か、経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、おおむね５年間の経営改善資金計画書を作成するものとする。 　なお、１回の借入希望額が個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）においては、簡素化経営改善資金計画書（様式第２の１号。以下「簡素化計画書」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後５年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合及び借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化計画書を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。 イ　（略） (2)　(3)　（略） ６～１４　（略） 第４　～　第６　（略）

附　則（令和２年４月30日付け組第43号）

この要綱は、令和２年４月30日から施行する。